

## 別紙1

### 業務仕様書

#### 1. 件名

水俣市特定健診受診率向上事業に係る業務委託

#### 2. 委託の目的

発注者の令和5年度の特健康診査の受診率は41.0%であり、国の設定する令和11年度に全保険者の受診率60%という目標値との乖離は大きい。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

#### 3. 発注者が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 発注者は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙2「発注者が受注者に提供するデータ等」)を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、発注者から受注者へ LGWAN を通じて提供するものとする。
- (3) 通信障害等により(2)の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス(レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により発注者受注者間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、発注者受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

#### 4. 受注者が行う業務

##### (1) データ分析業務

受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

- 1 データ分析を可能にするためのデータ加工業務  
発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- 2 受診勧奨すべき対象者の特定業務  
データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。
- 3 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務  
2により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、過去の健診データなどから、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。
- 4 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する発注者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

5 個人情報の廃棄等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報(受注者が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後 6 ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)する。ただし、受注者は、発注者からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、発注者が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

(2) 通知による受診勧奨業務

受注者は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

1 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、発注者が合意した者

2 通知物の内容

通知物(受診勧奨用資材)については、ナッジ理論などを活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を作成すること。他自治体の受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用しても構わない。なお、通知物は、「受診勧奨すべき対象者」を5つ以上のグループに分類するため、5種類以上とする。

3 通知物の印刷

発注者が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

4 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては発注者の意向により漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、発注者が提供する情報に全て反映されているものとする。

5 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。受注者は、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は最大 3 回とする。

6 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約 2 週間前までに発注者が受注者へ提供する。

## 7 サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。  
発注者が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

## (3) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

### 1 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を報告書として発注者に提出し、報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

### 2 その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

## 5. 発注者・受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、発注者・受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

## 6. その他の特記事項

- (1) 受注者は LGWAN を通じてデータ提供が可能なものとする。
- (2) 受注者は健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)をもとに健診対象者の優先順位をリスト化し、発注者に提示するものとする。
- (3) 受注者は自治体での受診勧奨業務について、新型コロナウイルスの影響がある令和 3 年度を除き、3%以上の受診率向上実績を 10 件有するものとする。
- (4) 受注者は自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を発注者に提示するものとする。
- (5) 受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (6) 委託業務により生じた成果物(通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。)に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者受注者協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。

- (7) 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報  
が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成する  
ために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。なお、この規定は、  
他の規定に優先して適用されるものとする。
- (8) その他、業務仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議し  
て定める。